

## 附 則

第百三条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付」に改める。